

(別添)

「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」(昭和36年11月25日自車第880号)の一部を改正する通達新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第880号
改正平成15年10月31日付け国自技第175号

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>1-3 (用語の定義)</p> <p>この要領における用語の定義は、(中略)次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「<u>走行距離計</u>」とは、<u>総走行距離計(オドメータ)</u>をいう。</p> <p>第3章 自動車の検査(事務関係)</p> <p>3-3-2 検査法人に対し審査の依頼を行う場合は、申請書及び添付書類を審査依頼書に添付して行うものとする。この場合において、検査票1及び自動車検査票(様式2)(以下「<u>検査票2</u>」という。)の登録番号又は車両番号欄、<u>原動機の型式欄、車台番号欄及び走行距離計表示値欄</u>については、原則として申請者に対し、ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載するよう依頼するものとする。</p> <p><u>この場合において、走行距離計の表示値については走行距離計の表示値の100km未満の端数を切り捨てて記載するよう依頼するものとする。</u></p> <p>なお、カーボン紙による複写等ではなく、検査票1に直接ボールペン等により車台番号が記載されている場合には、車台番号の文字の一部を消しゴム、指等で擦り、擦った部分の文字が消えないことを確認するか、又は、検査票1の欄外等に車台番号の下三桁を容易に消すことができないボールペン等で記載するものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1-3 (用語の定義)</p> <p>この要領における用語の定義は、(中略)次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3章 自動車の検査(事務関係)</p> <p>3-3-2 検査法人に対し審査の依頼を行う場合は、申請書及び添付書類を審査依頼書に添付して行うものとする。この場合において、検査票1及び自動車検査票(様式2)(以下「<u>検査票2</u>」という。)の登録番号又は車両番号欄、<u>原動機の型式欄及び車台番号欄</u>については、原則として申請者に対し、ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載するよう依頼するものとする。</p> <p>なお、カーボン紙による複写等ではなく、検査票1に直接ボールペン等により車台番号が記載されている場合には、車台番号の文字の一部を消しゴム、指等で擦り、擦った部分の文字が消えないことを確認するか、又は、検査票1の欄外等に車台番号の下三桁を容易に消すことができないボールペン等で記載するものとする。</p>

3 - 4 - 19 備考欄は、下表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1 . ~ 25 . (略)	(略)	(略)
26 . 最高速度 20km/h 未満の自動車及び被けん引自動車を除く普通自動車及び小型自動車（新規検査若しくは予備検査（法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車及び法第69条71の規定により自動車検査証が返納された自動車に限る。）継続検査又は構造等変更検査を受けるものに限る。）	走行距離計の表示値 (検査申請日)	走行距離計表示値 9000km (平成16年4月1日)

3 - 7 - 2 次の各号に掲げる書面により現車の提示が省略される自動車の検査にあたっては、当該各号の車台番号又は原動機の型式並びに走行距離計の表示値（第2号に限る。）が、申請書又は検査証（検査証を有しない場合においては、限定検査証又は抹消登

3 - 4 - 19 備考欄は、下表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1 . ~ 25 . (略)	(略)	(略)

3 - 7 - 2 次の各号に掲げる書面により現車の提示が省略される自動車の検査にあたっては、当該各号の車台番号又は原動機の型式が、申請書又は検査証（検査証を有しない場合においては、限定検査証又は抹消登録証明書若しくは自動車検査証返納証明書）

録証明書若しくは自動車検査証返納証明書)に記載されている車台番号及び原動機の型式並びに走行距離計表示値(申請書に記載されているものに限る。)と同一であることを確認する。

(1) (略)

(2) 保安基準適合証 当該書面に記載された車台番号及び当該書面の余白に記載された走行距離計の表示値

(3) (略)

第2号様式

(走行距離計表示値欄及び原動機・動力伝達装置欄に速度抑制装置を追加。
別紙参照。)

附 則

この要領は、平成16年1月1日から適用する。

ただし、この改正規程の適用の際現にあるこの要領による改正前の様式1による検査票は、この要領による改正後の様式1にかかわらず、当分の間、車台番号欄近くの余白に走行距離計表示値欄をゴム印等により記載することにより使用することができる。

に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認する。

(1) (略)

(2) 保安基準適合証 当該書面に記載された車台番号

(3) (略)

第2号様式 (略)

自動車検査票 1

様式1(2-8関係)

審査依頼書		自動車検査独立行政法人			検査部殿 事務所殿		検査手数料納付書			
01	検査の種類	継続検査・新規検査・構造等変更検査・予備検査								
	登録番号 又は車両番号	原動機型式	車台番号	走行距離 計表示値	□□□□□□ km mile					
保安基準に適合しない部分										
合 否 印 字 欄	02 同一性等	長さ、幅、高さ、 車両重量、定員、 その他	05 乗車装置	乗降口、車室、座席、通路、非常口、保護仕切棒、 隔壁、室内灯、インストルメントパネル、 シートベルト、ヘッドレスト、難燃性、 その他	09 操縦装置	識別表示、施錠装置、ハンドル、 かじ取りホーク、ギヤボックス、 パワーステアリング、 セクターシャフト、ピットマンアーム、 ドラッグリンク、リレーロッド、 タイロッド、ナックルアーム、 アイドラアーム(ダストブーツ)、 キングピン、 その他	12 燃料装置	燃料タンク、配管、継手、燃料ポンプ、 キャブレタ、燃料噴射装置、LPG燃料装置/ CNG燃料装置(ガス容器、車室との気密/隔壁)、 その他	検査の受付	
	03 原動機・ 動力伝達装置	原動機(異音、かかり具合、排気の色)、 速度抑制装置、NR装置 潤滑装置、冷却装置(キャップ等)、 ファンベルト、クラッチ、 チェーン、スプロケット、 トランスミッション、トランスファ、 ディファレンシャル、 プロペラシャフト/ドライブシャフト(連結部、 ダストブーツ等)、 ジョイント部、 ボルト、ナット、 その他	06 保安装置	反射器(前部、後部、大型専用、側方)、 音響器、運行記録計、消火器、非常信号用具、 窓ガラス(着色フィルム等)、サンバイザ、ワイパー、 ウオッシャ、デフロスタ、後视镜、アンダミラ、 サイドアンダミラ、計器類、警報装置、 警光灯、サイレン、 その他	10 緩衝装置	シャシばね、Uボルト、センタボルト、クリップバンド、 ブラケット、シャックル、ストラット、 ラジアスロッド、ショックアブソーバ、 エアサスペンション、 その他	13 電気装置	配線、バッテリー、 発電/充電装置、 点火装置、高圧コード、端子、 その他	審査結果 押印等欄	
	04 車わく・ 車体	車わく、車体、最低地上高、 車体表示(最大積載量、 タンク容量、積載物品名、 幼児専用、スクールバス、 20トン超ステッカー)、荷台、さし枠、 巻込防止装置、突入防止装置(取付位置等)、 連結装置(カブラ、キングピン、 ピントルフック、ルネットアイ)、 その他	07 灯火類	前照灯、前部霧灯、車幅灯、前部上側端灯、番号灯、 尾灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、後退灯、側方灯、 非常点滅表示灯、方向指示器(前面、側面、後面)、 補助方向指示器、速度表示装置、 側方照射灯、後部霧灯、黄色回転灯、 制限灯火、禁止灯火、 その他	11 走行装置	ホイールディスク、ホイールベアリング(フロント/リア)、 リム、サイドリング、スピンドルナット、 ハブボルト、クリップボルト、ナット、 アクスル、車輪の振れ、タイヤ(サイズ、空気圧、溝 の深さ)、 その他	14 騒音・ 排出ガス 対策装置	騒音防止装置、消音器、 排気管(接続部、取付ブラケット)、 排出ガス発散防止装置(触媒装置、EGR装置、 二次空気供給装置、O2センサー、 ブローバイガス還元装置、キャンスター)、 熱害対策装置(遮熱板、温度センサー、警報装置、 処置ラベル)、 その他		
				08 制動装置	ブレーキペダル、ブレーキレバー、ラチェット、 ホース、パイプ、ロッド、ケーブル、 マスタシリンダ、ホイールシリンダ、ディスクキャリパ、 倍力装置、センタブレーキ、 エアブレーキ(チャンパー、エア充填装置)、 ABS装置、リザーバタンク液量、 その他	15 その他	内圧容器(導管、ドレインコック)、 附属装置、コーションラベル、 証明書類(移動タンク設置許可証、 タンク証明書、緊急自動車指定申請に関する書類、 道路維持作業指定申請に関する書類)、 その他			
[不具合状況] 汚損、損傷、破損、折損、劣化、摩耗、歪み、がた、緩み、遊び、脱落、亀裂、腐食、傾き、取付不良、機能不良、接触、接続、突起物、回転部分の突出、変形、油漏れ、 液漏れ、水漏れ、ガス・エア漏れ、燃料漏れ、液量、灯火不具合(切換、個数、不点灯、取付位置、灯器損傷、点滅回数、灯色、光度、向き)、寸法不足、その他							審査結果通知書			
[その他の審査項目] 車名、型式、番号標板(封印、取付、損傷、汚損)、車台番号、原動機型式等、種別、用途、形状、車体表示(自家用/事業用、貸渡、制限車両、ダンブ番号)、自重計、自重計適合証							運輸支局殿 自動車検査登録事務所殿			
[備考欄]							審査結果通知欄			
							納税証 重量税 申請書	保険証 手数料 記録簿	1年	2年
									審査保留	